

現地確認契約書

委託業務名 年環境にやさしい農産物現地確認業務

履行期間 生産登録された農産物の生産開始から収穫開始までの期間内

金額 金 円也

生産登録者等 (以下「甲」という。)と確認行為を行う宮城県(以下「乙」という。)とは、年環境にやさしい農産物現地確認(以下「現地確認」という。)の業務について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、次の農産物の生産計画について、頭書の金額で、頭書の履行期間中に頭書の現地確認の業務を完了するものとする。

1 農産物の種類	2 認証区分
3 生産ほ場の所在地	
4 生産開始予定日 月 日	5 収穫開始予定日 月 日

(生産計画の変更)

第2条 甲は、生産計画の内容を変更することができるものとする。この場合において、履行期間にかかわる事項を変更するときは、甲乙協議するものとする。

(現地確認の報告)

第3条 乙は、現地確認が完了したときは、遅滞なくその結果報告書を甲に提出するものとする。
2 乙は、現地確認の結果を公表することができるものとする。ただし、甲の秘密に関する事項についてはこの限りでない。

(生産の中止)

第4条 甲は、次の各号のいずれかの事由により、生産を中止するときは、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱により、第1条の生産計画「5 収穫開始予定日」から起算して30日以内に手続を行うものとする。

(1) みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領に定める認証農産物の要件に適合しなくなった

とき。

(2) その他事由により生産の継続を実施することが困難になったとき。

(支払等)

第5条 甲は、現地確認で要する経費を乙の発行する納入通知書により、納入通知書に定める期日までに支払うものとする。

2 前条に規定する生産中止が、現地確認を実施する以前のときは、乙は、契約を解約し、甲に納入金を返納するものとする。

3 前条に規定する生産中止が、現地確認を実施した後のときは、乙は、甲に納入金を返納しないものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙の責めに帰する理由により、履行期間内に現地確認を完了することができないと認めるとき又は乙が不完全な履行をしたときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による支払が行われなときは、この契約を解除することができるものとする。

(その他)

第7条 この契約に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 宮城県知事

印